

## 奈良県告示第五百七十号

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）別表第一の三百四十六の二の項の知事が定める登録住宅性能評価機関を次のとおり定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十六条第一項に規定する評価業務規定において、認定申請に係る住宅の位置を評価の業務を行う区域に定めている登録住宅性能評価機関